

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

2款5項1目 税務管理費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 新規・拡充 の政策
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
18	固定資産評価審査委員会委員報酬	1,533	1,533	1,197	1,197	336	336	
—	税務事務人件費	8,968,836	2,101,766	9,082,574	2,134,870	△113,738	△33,104	
	計	8,970,369	2,103,299	9,083,771	2,136,067	△113,402	△32,768	

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[財政局 税制課]

事業名
2款 5項 1目
固定資産評価審査委員会委員報酬

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,533	0					1,533
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,197						1,197
増△減	336	0	0	0	0	0	336

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,449	2,079	1,197
算 市債+一般財源	1,449	2,079	1,197
決 事業費	567	840	189
算 市債+一般財源	567	840	189

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,134	1,134
算 市債+一般財源	1,134	1,134

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服を審査し、決定するために市町村に設置される行政委員会である。

根拠・データ等

地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条

【令和3年度実施内容と期待される効果】

委員は、市民や学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年となっている。本市では18人の委員が選任され、3人ずつの委員による6つの部会（合議体）で審査決定を行っている。

- ・委員数：18名
- ・部会当たりの委員数：1部会当たり3名
- ・委員報酬額：21,000円（日額）

【実績及び今後見込み】

審査申出件数と委員会・総会開催回数の推移

（単位：件、回）

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)
		審査申出 件数	土地	13	2	2	18	4	2	8	5
家屋	12		3	4	10	3	1	5	2	4	9
償却	0		0	0	1	1	0	0	0	0	1
計	25		5	6	29	8	3	13	7	7	23
開催回数	委員会	14	4	3	16	5	4	2	3	7	11
	総会	2	1	2	2	1	1	2	0	2	2

3年に一度の評価替え年度（基準年度。直近では平成24, 27, 30年度）は、平年度に比べて審査申出件数が増加し、平成24年度から平成30年度の実績を見ると、基準年度の平均と平年度の平均では、委員会開催回数が約2倍程度の差となっている。

令和3年度は基準年度にあたるため、直近（平成24, 27, 30年度）の基準年度における審査申出件数及び委員会開催回数を基に開催回数を見込む。

【事業費の内訳】

（単位：千円）

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
固定資産評価審査委員会委員報酬	1,533	1,197	336	基準年度のため、過去の審査状況等から申出件数を見込む。

【事業スケジュール】

- ①総会 必要に応じ委員長が召集（4月、3月頃）
- ②委員会 通年
- ③研修 6～7月頃

【事業開始年度】

昭和25年

【根拠法令】

- ・地方自治法第180条の5第3項 ・地方税法第423条、436条 ・横浜市市税条例第66条
- ・横浜市固定資産評価審査委員会条例及び規程 ・横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

【根拠とするデータ等】

過去の審査申出実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	企画係
	大塚 貴司	横内 仁	橋本 学